



# お知らせカレンダー

No. 1779 【 8月24日 発行 】

令和5年8月28日 ~ 令和5年9月17日

編集・発行 総務企画課

世帯数 2,666 世帯

人口 5,098 人

男: 2,486 人

女: 2,612 人

(令和5年7月31日現在)



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
28	(月)				
29	(火)				
30	(水)				
31	(木)				



日	曜日	予定行事名等	時間	場所	主催
1	(金)				
2	(土)				
3	(日)	与論町長・与論町議会議員補欠選挙 投票日	7:00~18:00	茶花小・与論小 那間小	
4	(月)				
5	(火)				
6	(水)				
7	(木)				
8	(金)				
9	(土)				
10	(日)				
11	(月)				
12	(火)				
13	(水)				
14	(木)				
15	(金)				
16	(土)				
17	(日)				

与論町新型コロナ対策室よりワクチン接種に関する大切なお知らせ

## ★令和5年春接種が終了します

現在各医療機関で行われている令和5年春接種が、9月19日をもって終了します。接種をご希望の方は、お早めに下記問い合わせ先へご連絡ください。

【対象者】

- ・65歳以上の方
- ・12歳から64歳の基礎疾患を有する方
- ・医療従事者等の方

基礎疾患



## ★令和3年1月以降に与論町へ転入した方へ

令和3年1月以降与論町へ転入した方は、申し出がないとワクチン接種の通知を受けることができません。本町でコロナワクチン接種をご希望の方は、下記問い合わせ先へご連絡ください。

問い合わせ先: 与論町新型コロナワクチン接種対策室(保健センター内)

①080-7604-0740 ②080-7236-0565 ③0997-97-5105 担当: 麓・鬼塚

ヨロン・国頭 姉妹盟約締結記念交流イベント

# パインまつり 開催!

ヨロン・国頭 姉妹盟約締結記念交流イベントとして、パインまつりを開催します!

本場国頭産パインアップルをはじめ、ヨロン産のパインアップルをお楽しみいただけます

皆様のご来場をお待ちしております!

日程: (1日目)

8/25(金) 15:00~17:00

~販売~

パインアップル

(2日目)

8/26(土) 10:00~17:00

~販売~

パインアップル、その他フルーツ

果樹苗木、加工品、飲食 etc...

場所: 役場旧庁舎跡地



可愛いパインアップルカラーのキッチンカーもやって来ます! 甘酸っぱいパインアップルジュースで、爽やかな夏を!

主催: ヨロン・沖縄北部連携推進協議会

お問い合わせ: 産業部会(役場産業課) TEL: 97-4924

## 弁護士無料法律相談会開催のお知らせ

下記日程で、無料の法律相談会を実施いたします。

相談を希望される方は、総務企画課にて予約受付カードの記入をお願いします。

開催日時: 令和5年 9月2日(土)

受付時間: 14:30~18:00

(お一人につき、30分程度)

開催場所: 与論町役場1階 相談室

参加弁護士: 鈴木 穂人氏

(沖縄県弁護士会所属・そらうみ法律事務所浦添事務所)

申込締切日: 令和5年 8月29日(火)

※事前予約制・予約枠が埋まり次第受付終了

お申込み・お問合せ先...総務企画課(97-3111) 担当: 北村

# 「こどもの人権相談」強化週間

こどもをめぐる様々な人権問題（いじめ・体罰・虐待など内容は問いません）の解決のため専用相談電話「こどもの人権110番」強化週間を実施します。



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

実施日時  
強化期間：令和5年8月23日(水)～8月29日(火)  
時間：平日 午前8時30分～午後7時  
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時  
電話番号：0120-007-110 (通話無料)

※一部のIP電話からは接続できません。  
相談には法務局職員または人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。

強化期間外も、平日午前8時30分～午後5時15分  
同電話番号にて相談を受け付けております。

問い合わせ先 0997-97-4930

与論町役場町民生活課 担当：益田

## 緑化推進員の募集

募集人数：1名程度

募集エリア：⑪キャンプ場入口～中金久霊園南入口

※できるだけその地域の方にお願いしたいと思います。

作業期間：令和5年9月～令和6年3月

作業時間：1カ所に付き週4時間程度(月16時間程度)

賃金：1時間当たり860円

作業内容：各人に割り当てられた区間の花壇の手入れや沿道の美化。

応募期限：令和5年9月1日(金)17:00まで

応募方法：与論町役場環境課にて応募用紙を記入して下さい。

採用の決定：採用された方には、電話でご連絡します。



問い合わせ先  
与論町役場環境課 光  
電話：97-4712

※児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成支援事業を受けている方へ

8月分以降の「児童扶養手当」及び「ひとり親家庭医療費助成」を受けるには  
**現況届**が必要です！

児童扶養手当は、ひとり親及び父又は母が身体などに重度の障害がある児童の母又は父、あるいは母又は父にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される制度です。

ひとり親家庭医療費助成制度は、母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、ひとり親やその子ども、あるいは両親がいない子どもを養育している人が病院などで診察を受けた際に、健康保険の自己負担分の一部を助成する制度です。ひとり親家庭において18歳に到達して最初の3月31日までの間の子どもがいる場合(一定の障害がある児童は20歳未満まで)と、その父又は母が対象となります。

現況届は、毎年8月1日における児童扶養手当とひとり親家庭医療費助成の受給資格の確認と所得による手当額を決定する大事な届出です。

### 【書類の提出期間】

令和5年8月7日(月)～

令和5年8月25日(金)

### ◆ 注意 ◆

提出がない場合、8月分以降の手当や助成が受けられなくなりますのでご注意ください。



### 【現況届に必要な添付書類等】

- ◆ 印鑑
- ◆ 児童扶養手当証書
- ◆ ひとり親家庭医療受給資格者証
- ◆ 保険証(ご家族全員分)・雇用証明書

※ その他、必要に応じて提出する書類があります。

### 【提出先・問合せ先】

与論町役場 町民生活課  
児童扶養手当担当 永井  
ひとり親医療助成担当 杉田  
電話：0997-97-4930

## 与論町住宅整備支援補助金についてのお知らせ

与論町の住宅不足の解消を改善し、地域の活性化を図ることを目的とし、賃貸住宅の改修、新築、これに類する工事に要する費用の一部を補助する目的で、令和5年度与論町住宅整備支援補助金交付事業について申請者を募集します。

※本事業は、予算範囲内での実施であるため、予算を上回る申請があった場合は審査の上選考となります。

### 【募集期間】

令和5年8月24(木)～令和5年9月20日(水)

### 【申請方法】

申請書（与論町ホームページでダウンロード、または建設課にお越しください）と必要書類の提出。

※必要書類は取得に時間を要する書類もあります。また、住宅によって必要書類が異なりますのでまずはお問合せください。

### 【要件】

- ・着工前の工事で令和6年2月末日までに終了する工事
- ・与論町内に建設されている、または建設する住宅で、貸し出すことを目的とした工事であること。
- ・対象住宅の固定資産税が滞納されていないこと。
- ・申請者本人及び同一世帯人が市区町村民税を滞納していないこと。
- ・町内に事業所を有する法人又は個人事業主が施工するものであること。
- ・住宅の新築、既存の住宅の増改築、修繕、設備の取換工事とし、工事費用が30万円以上であること。
- ・工事終了後、5年以上与論町空き家バンクに登録すること。
- ・工事終了後、5年以内は親族の入居は不可とする。

### 【補助金額】

費用の2/3を最大100万円まで助成します。

### 【注意事項】

- ・補助金の交付は、同一の住宅、申請者に対し1回限りとします。
- ・門、塀その他の外構工事及び補助対象者自らが施行する工事及びすでに工事中のものは対象外となります。

その他詳細についてのお問い合わせ、申し込み先：与論町役場 建設課【0997-97-4928】担当：日高

## 水道課からのお知らせ

### 1.水道メーター検針について

＊検針期間は毎月1日から7日までとなっております。

＊各ご家庭の水道メーター周りが、物で塞がっている、草木が生茂り検針出来ない、飼い犬等がつかがれており、メーター検針に支障をきたしているところがあります。

また、木が生茂っていると水道パイプに木の根が巻き付き漏水の原因にもなります。

＊常に水道メーターの検針しやすい環境づくりにご協力お願い致します。

### 2.漏水について

＊自分でできる漏水の確認方法

- 1、蛇口を全部閉める。
- 2、回転板(パイロット)が回っていると漏水です。
- 3、与論町指定工事店に連絡されて早く修理して下さい。

※修理費は需要者の負担になります。

＊与論町指定工事店へ（順不同）

菊池水道 97-2182	・ 瀧久建設 97-3720	・ ヨシダ管工業 97-4351
吉田設備 97-4984	・ 田畑設備 97-3530	・ 原建設 97-4860
浦口建設 97-4749	・ 吉田興建 97-2078	

### 3.茶花地区農業集落排水施設利用について

最近、排水施設へタオル・ビニール袋・ロープ・下着類・雑巾・油等が流れて汚水管が詰まったり、ポンプが動かなくなっております。

下記の注意を守らなければ、排水処理施設の運転に多大な支障をきたすこととなりますので、皆様のご協力をお願いします。

#### 排水設備使用上の注意（**厳重**）

- ＊ 雨水を汚水桝に流さない。汚水桝の蓋をちゃんと閉める(木の葉等の流入がある)
- ＊ 台所や風呂場、洗面所の目皿に詰まったものは、取り出して処分する。
- ＊ トラップ桝は、定期的に掃除する。

以上の件について、町民の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

